半　期　報　告　書

（第215期中）

株 式 会 社
山 形 銀 行

半　期　報　告　書

１　本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

２　本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目　　次

頁

【表紙】 …… 1
第一部 【企業情報】 …… 2
第１ 【企業の概況】 …… 2
１ 【主要な経営指標等の推移】 …… 2
２ 【事業の内容】 …… 3
第２ 【事業の状況】 …… 4
１ 【事業等のリスク】 …… 4
２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 4
３ 【重要な契約等】 …… 11
第３ 【提出会社の状況】 …… 13
１ 【株式等の状況】 …… 13
２ 【役員の状況】 …… 16
第４ 【経理の状況】 …… 21
１ 【中間連結財務諸表】 …… 22
２ 【その他】 …… 59
３ 【中間財務諸表】 …… 60
４ 【その他】 …… 71
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 …… 72

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月25日
【中間会計期間】	第215期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	株式会社山形銀行
【英訳名】	The Yamagata Bank,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　佐　藤　英　司
【本店の所在の場所】	山形県山形市七日町三丁目１番２号
【電話番号】	山形(023)623局1221番(大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長　　町　田　義　則
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目５番15号 株式会社山形銀行　東京事務所
【電話番号】	東京(03)3567局1868番(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長　　豊　原　一　寿
【縦覧に供する場所】	株式会社山形銀行　東京支店 （東京都中央区京橋二丁目５番15号） 株式会社　東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2026年度 中間連結 会計期間	2024年度	2025年度
		(自2024年 ４月１日 至2024年 ９月30日)	(自2025年 ４月１日 至2025年 ９月30日)	(自2026年 ４月１日 至2026年 ９月30日)	(自2024年 ４月１日 至2025年 ３月31日)	(自2025年 ４月１日 至2026年 ３月31日)
連結経常収益	百万円	25,245	30,165	38,035	52,861	63,330
連結経常利益	百万円	2,828	3,848	6,663	6,505	9,046
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,085	2,710	4,705	―	―
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	―	―	―	4,412	6,528
連結中間包括利益	百万円	△763	15,577	3,298	―	―
連結包括利益	百万円	―	―	―	△6,180	17,882
連結純資産額	百万円	142,471	150,338	150,862	136,002	150,626
連結総資産額	百万円	3,130,157	3,160,488	3,219,037	3,164,251	3,276,712
１株当たり純資産額	円	4,449.39	4,782.53	4,904.39	4,295.28	4,852.00
１株当たり中間純利益	円	65.19	86.06	152.16	―	―
１株当たり当期純利益	円	―	―	―	138.17	207.86
潜在株式調整後 １株当たり中間純利益	円	―	―	―	―	―
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	円	―	―	―	―	―
自己資本比率	%	4.5	4.8	4.7	4.3	4.6
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△21,476	△26,497	△64,931	△42,758	26,449
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	33,955	△22,984	515	56,973	△37,832
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△587	△1,386	△3,144	△1,638	△3,479
現金及び現金同等物 の中間期末(期末) 残高	百万円	200,464	150,281	118,725	201,148	186,286
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,191 [638]	1,207 [620]	1,185 [630]	1,175 [634]	1,178 [635]

(注) １．「潜在株式調整後１株当たり中間純利益」及び「潜在株式調整後１株当たり当期純利益」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第213期中	第214期中	第215期中	第213期	第214期
決算年月		2024年９月	2025年９月	2026年９月	2025年３月	2026年３月
経常収益	百万円	22,017	26,339	34,544	45,899	55,770
経常利益	百万円	2,789	3,922	6,685	5,617	8,411
中間純利益	百万円	2,050	2,912	4,845	―	―
当期純利益	百万円	―	―	―	3,923	6,269
資本金	百万円	12,008	12,008	12,008	12,008	12,008
発行済株式総数	千株	32,500	32,216	32,216	32,216	32,216
純資産額	百万円	131,961	140,069	139,824	125,172	138,877
総資産額	百万円	3,117,430	3,147,810	3,205,521	3,150,155	3,262,946
預金残高	百万円	2,763,137	2,810,227	2,856,337	2,849,879	2,898,172
貸出金残高	百万円	1,973,363	2,052,777	2,156,385	2,040,789	2,120,392
有価証券残高	百万円	851,938	846,023	848,223	814,352	852,521
１株当たり配当額	円	17.50	28.00	56.00	45.00	84.00
自己資本比率	%	4.2	4.4	4.4	4.0	4.3
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,064 [614]	1,078 [597]	1,066 [597]	1,047 [611]	1,059 [601]

（注）１．2025年３月21日に自己株式283千株を消却し、発行済株式総数は32,216千株となっております。
２．自己資本比率は、（中間）期末純資産の部合計を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、「その他」セグメントに区分されていたやまぎんキャピタル株式会社（連結子会社）は、2026年３月30日に解散し、2026年９月29日に清算結了しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間における、本半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営環境

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、中東地域における地政学的リスクの高まりによる影響を受けながらも、総じてみれば緩やかな回復の動きを維持しました。外需は伸び悩みとなりましたが、世界的なAI・半導体需要は拡大が続いたことから、企業の生産活動は生産用機械などを中心に持ち直しの動きとなりました。加えて、価格転嫁の進展等から企業業績は堅調に推移し、設備投資も底堅さを維持しました。また、実質賃金の前年比がプラスに転じるなど、所得環境が改善するなかで、個人消費は緩やかに増加しました。

当行グループの主要営業基盤である山形県内経済についても、緩やかな持ち直しの動きとなりました。企業の生産活動は、世界的なAI・半導体需要を背景に幅広い製造業種において持ち直しの動きがみられました。ただし、所得環境の改善の遅れや、中東情勢悪化をうけた家計の消費マインドの慎重化などから、個人消費はおおむね横ばいで推移しました。

金融面をみますと、短期金利は、無担保コールレート翌日物が0.7％台前半で推移していましたが、日本銀行による政策金利引き上げを受けて段階的に上昇し、中間期末には1.2％台前半となりました。長期金利は、財政悪化懸念や米国金利の上昇などから上昇傾向が強まり、今年９月には約30年ぶりに3.0％台に達しました。円相場は、７月下旬に約40年ぶりに１ドル163円台まで円安が進んだ後、為替介入や利上げ観測などを背景に円高方向に転じ、中間期末には期初の水準に近い157円台となりました。こうしたなか、日経平均株価は今年６月に史上最高値となる72,000円台に達して以降は調整的な動きとなり、中間期末には66,000円台となりました。

このような経営環境のもと、当行グループは、株主の皆さまはもとより、お客さまのご支援のもと、役職員一体となり一層の経営体質強化と業績向上努力を継続しました結果、当中間連結会計期間における財政状態及び経営成績は以下の通りとなりました。

② 財政状態

ア．貸出金

貸出金については、事業性貸出や個人向け貸出が増加したことから、当中間連結会計期間中355億円増加し、当中間連結会計期間末残高は２兆1,455億円となりました。

イ．有価証券

有価証券については、投資信託等のその他の証券が減少したことなどから、当中間連結会計期間中42億円減少し、当中間連結会計期間末残高は8,472億円となりました。

ウ．預金等（譲渡性預金含む）

預金ならびに譲渡性預金については、公金預金の減少などから、当中間連結会計期間中129億円減少し、当中間連結会計期間末残高は２兆9,230億円となりました。また、預かり金融資産については、投資信託が増加したことなどから、当中間連結会計期間中280億円増加し、当中間連結会計期間末残高は4,057億円となりました。

③　経営成績

ア．損益状況

経常収益は、貸出金利息や株式等売却益の増加を主な要因として、前中間連結会計期間比78億69百万円増収の380億35百万円となりました。経常費用は、預金利息などの資金調達費用や営業経費の増加を主因に同50億54百万円増加し、313億71百万円となりました。この結果、経常利益は同28億14百万円増益の66億63百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同19億94百万円増益の47億５百万円となりました。

イ．セグメント業績

銀行業では、経常収益は前中間連結会計期間比82億４百万円増加し、345億44百万円となり、セグメント利益は同27億62百万円増加し、66億85百万円となりました。リース業では、経常収益は同４億27百万円減少し、31億68百万円となり、セグメント利益は同32百万円増加し、97百万円となりました。信用保証業では、経常収益は同０百万円減少し、４億31百万円となり、セグメント利益は同１億21百万円減少し、１億80百万円となりました。また、その他事業では、経常収益は同85百万円増加し、９億13百万円となり、セグメント利益は同68百万円増加し、１億60百万円となりました。

国内・国際別収支

(国内業務部門)

資金運用収支は、資金運用収益が前中間連結会計期間に比べ46億55百万円増加し、資金調達費用が同22億33百万円増加したため、同24億21百万円増加し、160億51百万円となりました。

役務取引等収支は、役務取引等収益が前中間連結会計期間に比べ４億78百万円増加し、役務取引等費用が同30百万円減少したため、同５億９百万円増加し、33億30百万円となりました。

その他業務収支は、その他業務収益が前中間連結会計期間に比べ７億56百万円減少し、その他業務費用が同９億83百万円増加したため、同17億39百万円減少し、△57億83百万円となりました。

(国際業務部門)

資金運用収支は、資金運用収益が前中間連結会計期間に比べ29百万円減少し、資金調達費用が同１億45百万円増加したため、同１億74百万円減少し、11億30百万円となりました。

役務取引等収支は、役務取引等収益が前中間連結会計期間に比べ４百万円増加し、役務取引等費用が同７百万円増加したため、同２百万円減少し、△10百万円となりました。

その他業務収支は、その他業務収益が前中間連結会計期間に比べ変動がなく、その他業務費用が同３億12百万円減少したため、同３億12百万円増加し、△４億46百万円となりました。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	13,630	1,304	―	14,934
	当中間連結会計期間	16,051	1,130	―	17,182
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	16,758	2,380	97	19,042
	当中間連結会計期間	21,413	2,351	194	23,571
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	3,128	1,076	97	4,107
	当中間連結会計期間	5,361	1,221	194	6,388
役務取引等収支	前中間連結会計期間	2,821	△8	―	2,813
	当中間連結会計期間	3,330	△10	―	3,320
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,187	15	―	4,203
	当中間連結会計期間	4,666	20	―	4,687
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,365	24	―	1,390
	当中間連結会計期間	1,335	31	―	1,366
その他業務収支	前中間連結会計期間	△4,043	△759	―	△4,803
	当中間連結会計期間	△5,783	△446	―	△6,230
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	4,110	―	―	4,110
	当中間連結会計期間	3,353	―	―	3,353
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	8,153	759	―	8,913
	当中間連結会計期間	9,137	446	―	9,584

(注) １．「国内」とは、国内店の円建取引、及び国内(連結)子会社の取引であります。

２．「国際」とは、国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は「国際」に含めております。

３．資金調達費用は、当中間連結会計期間におきまして、金銭の信託運用見合費用50百万円を控除して表示しております。なお、前中間連結会計期間におきましても、金銭の信託運用見合費用29百万円を控除して表示しております。

４．相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際別役務取引の状況

国内業務部門においては、役務取引等収益は前中間連結会計期間に比べ４億78百万円増加し、46億66百万円となりました。役務取引等費用は30百万円減少し、13億35百万円となりました。

国際業務部門においては、役務取引等収益は前中間連結会計期間に比べ４百万円増加し、20百万円となりました。役務取引等費用は同７百万円増加し、31百万円となりました。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,187	15	―	4,203
	当中間連結会計期間	4,666	20	―	4,687
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	716	―	―	716
	当中間連結会計期間	852	―	―	852
うち為替業務	前中間連結会計期間	723	14	―	738
	当中間連結会計期間	692	20	―	713
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	42	―	―	42
	当中間連結会計期間	19	―	―	19
うち代理業務	前中間連結会計期間	378	―	―	378
	当中間連結会計期間	393	―	―	393
うち保護預り貸金庫業務	前中間連結会計期間	36	―	―	36
	当中間連結会計期間	31	―	―	31
うち保証業務	前中間連結会計期間	144	0	―	144
	当中間連結会計期間	151	0	―	151
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,365	24	―	1,390
	当中間連結会計期間	1,335	31	―	1,366
うち為替業務	前中間連結会計期間	93	9	―	103
	当中間連結会計期間	89	10	―	99

(注) １．「国内」とは、国内店の円建取引、及び国内(連結)子会社の取引であります。
２．「国際」とは、国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は「国際」に含めております。

国内・国際別預金残高の状況

○　預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,767,408	40,089	―	2,807,497
	当中間連結会計期間	2,817,915	35,546	―	2,853,461
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,959,424	―	―	1,959,424
	当中間連結会計期間	1,976,313	―	―	1,976,313
うち定期性預金	前中間連結会計期間	771,055	―	―	771,055
	当中間連結会計期間	814,422	―	―	814,422
うちその他	前中間連結会計期間	36,928	40,089	―	77,017
	当中間連結会計期間	27,179	35,546	―	62,725
譲渡性預金	前中間連結会計期間	60,535	―	―	60,535
	当中間連結会計期間	69,599	―	―	69,599
総合計	前中間連結会計期間	2,827,943	40,089	―	2,868,033
	当中間連結会計期間	2,887,514	35,546	―	2,923,061

(注) 1．「国内」とは、国内店の円建取引、及び国内(連結)子会社であります。
2．「国際」とは、国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は「国際」に含めております。

国内・国際別貸出金残高の状況

○　業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金　額（百万円）	構成比(%)	金　額（百万円）	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,043,161	100.00	2,145,527	100.00
製造業	170,572	8.35	173,327	8.08
農業、林業	5,811	0.28	6,117	0.29
漁業	12	0.00	9	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	617	0.03	717	0.03
建設業	55,101	2.70	61,288	2.86
電気・ガス・熱供給・水道業	85,531	4.19	85,718	3.99
情報通信業	5,465	0.27	7,214	0.34
運輸業、郵便業	21,121	1.03	23,268	1.08
卸売業、小売業	118,600	5.80	126,596	5.90
金融業、保険業	198,849	9.73	186,805	8.71
不動産業、物品賃貸業	303,909	14.87	338,616	15.78
各種サービス業	97,790	4.79	101,097	4.71
国・地方公共団体	349,296	17.10	387,444	18.06
その他	630,479	30.86	647,299	30.17
特別国際金融取引勘定分	―	―	―	―
政府等	―	―	―	―
金融機関	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
合計	2,043,161	―	2,145,527	―

(注)　「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローについては、貸出金の増加などから、649億円の支出（前中間連結会計期間比384億円の支出増）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローについては、有価証券の売却・償還による収入が有価証券の取得による支出を上回ったことなどから、５億円の収入（同234億円の収入増）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローについては、配当金の支払いや自己株式の取得による支出から、31億円の支出（同17億円の支出増）となりました。

以上から、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、当中間連結会計期間中675億円減少し、1,187億円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、当行グループの会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定に重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、当行グループの経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更及び新たな定めはありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題、研究開発活動

当中間連結会計期間において、当行グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

研究開発活動については該当ありません。

(6) 主要な設備

① 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において完成した主要な設備の新設は次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	本店	山形県山形市	銀行業	店舗	3,875.30	14,707.89	2026年７月

② 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間に新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

（自己資本比率等の状況）

（参考）

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）　（単位：億円、％）

	2026年９月30日
１．連結自己資本比率（２／３）	10.14
２．連結における自己資本の額	1,516
３．リスク・アセットの額	14,956
４．連結総所要自己資本額	598

単体自己資本比率（国内基準）　（単位：億円、％）

	2026年９月30日
１．自己資本比率（２／３）	9.60
２．単体における自己資本の額	1,426
３．リスク・アセットの額	14,859
４．単体総所要自己資本額	594

（資産の査定）

（参考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（1998年法律第132号）第６条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（1948年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３．要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2025年９月30日	2026年９月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	42	53
危険債権	111	98
要管理債権	51	61
正常債権	20,678	21,716

３ 【重要な契約等】

当行と株式会社大和証券グループ本社（以下「大和証券グループ本社」）の100％子会社である大和証券株式会社（以下「大和証券」）は、山形県を中心としたエリアのお客さまに対してより高付加価値な金融サービス・ソリューションを提供するための新たな協業体制構築に向けた検討を進めるため、2026年10月１日、包括的業務提携（以下「本提携」）に関する基本合意書（以下「本基本合意書」）を締結いたしました。

(1) 本業務提携の目的

本提携により、両社は、大和証券の証券ビジネスにおける知見・経験・プラットフォームと、当行の地域に密着した顧客理解・相談体制を融合させ、当行のお客さまにはより幅広い商品・サービスを、大和証券のお客さまにはよりきめ細やかなコンサルティングを提供する態勢を構築し、両社の人材の専門性向上を図ってまいります。あわせて、金融商品仲介にとどまらず、相続・事業承継や非金融資産に関するご提案を含めた高度なコンサルティング態勢の実現と、お客さまへの提供価値の一層の向上を目指します。

両社は、こうした協業を通じて、資産形成・資産管理サービスをより身近なものとしてご提供し、お客さまが将来の環境変化に備えながら安心して資産と向き合える環境を整えてまいります。そして、地域における資産所得の循環・定着・拡大、ひいては経済の発展に貢献してまいります。

(2) 本業務提携の内容

本基本合意書締結日時点で予定している本提携の内容は以下のとおりです。

① お客さまの証券口座の統合

・当行の公共債、投資信託の窓販業務にかかる口座を大和証券が承継します。承継の方法は吸収分割の方法によることを予定しています。詳細は決定次第、開示いたします。

・大和証券は、上記口座に加えて、大和証券山形支店の口座（上場法人・金融法人等の一部の口座を除く）を統合して管理します。

② 大和証券から当行への金融商品仲介業務等の委託

・大和証券は、上記「① お客さまの証券口座の統合」に記載の統合後の口座について、株式、債券、投資信託、為替取引等の金融商品仲介業務およびファンドラップ等の投資一任契約締結の媒介に関する業務等を当行に委託します。

・当行は、行内に金融商品仲介等を行うための新たな組織を設置するとともに、当該新組織と当行の既存組織とを緊密に連携させ、かつ、上記の大和証券からの委託業務を効果的に遂行するための体制を整備し、お客さまへの資産形成・資産管理に関するご提案、金融商品等の勧誘・販売、アフターフォロー、内部管理等を行います。

③ 社員の出向等

・大和証券は、当行に社員を出向等させ、当該社員は、当行の行員とともに上記「② 大和証券から当行への金融商品仲介業務等の委託」に記載の委託業務に関連する業務に従事します。

(3) 本業務提携の相手先の概要

①	名称	大和証券株式会社
②	所在地	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 荻野 明彦
④	事業内容	有価証券等の売買、有価証券等の売買の媒介、取次または代理、有価証券の引受等の金融商品取引業およびそれに付帯する事業
⑤	資本金	1,000億円
⑥	開業年月日	1999年４月26日

(4) 本提携のスケジュール

① 本提携の最終契約の締結　2027年３月末まで

② 本提携による新体制の開始　2028年中

(5) 今後の見通し

現時点で、本提携が当行の業績に与える影響は軽微であると考えていますが、重要な影響を与えることが判明した場合には速やかに開示します。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	59,670,000
計	59,670,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2026年９月30日)	提出日現在発行数(株)(2026年11月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,216,115	32,216,115	東京証券取引所(プライム市場)	単元株式数は100株であります。
計	32,216,115	32,216,115	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年９月30日	―	32,216	―	12,008	―	4,932

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目８番１号　赤坂インターシティAIR	3,068	9.79
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人　株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号 (東京都中央区晴海一丁目８番12号)	1,222	3.90
両羽協和株式会社	山形県山形市東原町三丁目９番２号	1,209	3.86
住友生命保険相互会社 (常任代理人　株式会社日本カストディ銀行)	東京都中央区八重洲二丁目２番１号 (東京都中央区晴海一丁目８番12号)	708	2.26
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目８番12号	704	2.24
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目４番１号	605	1.93
日本生命保険相互会社 (常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目６番６号 日本生命証券管理部内 (東京都港区赤坂一丁目８番１号　赤坂インターシティAIR)	497	1.58
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	25　BANK　STREET,　CANARY　WHARF, LONDON,E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番１号 品川インターシティA棟)	415	1.32
株式会社合同資源	千葉県長生郡長生村七井土1545－１	413	1.31
長谷川　吉茂	山形県山形市	342	1.09
計	―	9,185	29.33

(注) １　当行は2026年９月30日現在、自己株式を904千株保有しており、上記大株主から除外しております。

２　発行済株式総数から除く自己株式には、「役員報酬BIP信託」に係る日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）所有の当行株式276千株、および、「山形銀行従業員持株会専用信託」に係る野村信託銀行株式会社（山形銀行従業員持株会専用信託口）所有の当行株式274千株を含んでおりません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 904,600	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,170,100	311,701	―
単元未満株式	普通株式 141,415	―	１単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	32,216,115	―	―
総株主の議決権	―	311,701	―

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社山形銀行	山形市七日町三丁目１番２号	904,600	―	904,600	2.80
計	―	904,600	―	904,600	2.80

(注) 役員報酬BIP信託および山形銀行従業員持株会専用信託が保有する当行株式は、上記自己保有株式には含まれておりません。

2 【役員の状況】

(1) 役員の異動の状況

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動は、次の通りであります。

① 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)	就任年月日
取締役 常務執行役員	石沢　卓司	1969年８月６日	1992年４月 2016年10月 2018年４月 2019年10月 2023年６月 2024年６月 2025年６月 2026年６月	山形銀行入行 米沢駅前支店長 システム企画部長 人事総務部長 経営企画部長 執行役員経営企画部長 常務執行役員 取締役常務執行役員（現職）	2026年６月から１年	6,600	2026年６月25日
取締役	髙橋　広樹	1957年４月15日	1981年４月 2008年４月 2009年４月 2011年４月 2012年４月 2013年４月 2014年４月 2017年４月 2022年４月 2025年４月 2026年６月	山形県庁入庁 同 東京事務所次長 同 総務部情報企画課長 同 企画振興部企画調整課長 同 総務部人事課長 同 総務部次長 同 企画振興部長 山形県企業局企業管理者 山形県教育委員会教育長 同 退任 山形銀行取締役（現職）	2026年６月から１年	―	2026年６月25日
取締役 監査等委員	髙嶋　清彦	1966年３月28日	1991年３月 2011年７月 2014年７月 2021年２月 2022年７月 2025年６月 2025年12月 2026年１月 2026年６月	公認会計士登録 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員（シニアパートナー） 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）山形事務所長 EY新日本有限責任監査法人福島事務所長兼山形事務所長 日本公認会計士協会理事（現職） 日本公認会計士協会東北会会長（現職） EY新日本有限責任監査法人　社員脱退 公認会計士髙嶋清彦事務所所長（現職） 山形銀行取締役監査等委員（現職）	2026年６月から２年	―	2026年６月25日

（注）１．取締役髙橋広樹氏は、社外取締役であります。

２．取締役監査等委員髙嶋清彦氏は、社外取締役であります。

② 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	原田　啓太郎	2026年６月25日
取締役常勤監査等委員	垂 石　卓 朗	2026年６月25日
取締役監査等委員	押 野　正 徳	2026年６月25日

③ 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役常勤監査等委員	取締役常務執行役員	藤山　　豊	2026年６月25日

④ 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性8名　女性2名　（役員のうち女性の比率20.0%）

当行は、取締役会における監督と執行の役割の適正化、および意思決定の迅速化を図るため、執行役員を導入しております。前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における執行役員の異動は、次の通りであります。

ア.　新任執行役員

役職名	氏名	就任年月日
執行役員 酒田支店長	鈴木　　研	2026年６月25日
執行役員 人事総務部長	小林　洋介	2026年６月25日

イ.　退任執行役員

役職名	氏名	退任年月日
常務執行役員 本店営業部長	菅　　友和	2026年６月25日

ウ.　執行役員の役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常務執行役員	執行役員 経営企画部長	有海　利至	2026年６月25日
常務執行役員	執行役員 営業企画部長	後藤　隆之	2026年６月25日
執行役員 米沢支店長	執行役員 酒田支店長	畔上　　治	2026年６月25日
執行役員 本店営業部長	執行役員 米沢支店長	菊地　　智	2026年６月25日
執行役員 営業企画部長	執行役員 システム企画部長	茅野　　薫	2026年６月25日

(2)　役員の報酬等

①　業績連動報酬（役員賞与）に係る指標、選択した理由および業績連動報酬額の決定方法

当行は、業績連動報酬を取締役に対する短期インセンティブと位置付けており、業績指標として一事業年度の成果を表す当期純利益を指標として採用しております。取締役（監査等委員を除く）の固定報酬に業績連動報酬を加えた金額が年額220百万円以内となること、および前事業年度の業績連動報酬額を勘案し、指標の達成度をみながら都度決定しております。なお、2026年度は指標の達成度に応じて変動幅0.4～1.6で報酬額を決定します。

ア.　2027年３月期における業績連動報酬に係る指標の目標

指標（連結）	目標
親会社株主に帰属する当期純利益	7,500百万円

イ.　支給方式

業績連動報酬支給額＝固定報酬月額（※）×業績連動支給月数×倍率

ただし、取締役への支給は業績達成度ごとの支給限度額の範囲内

（※）固定報酬月額＝基準額×役位別乗率

ウ.　役位別乗率

役位	役位別乗率
代表取締役頭取	3.500
代表取締役専務	2.750
取締役常務執行役員	2.250

エ.　業績連動支給月数：2.5カ月

オ.　倍率および支給限度額

業績達成度	倍率	取締役(監査等委員および社外取締役を除く)に対する支給限度額（千円）
160%以上	1.6	34,400
140%以上　160%未満	1.4	30,100
120%以上　140%未満	1.2	25,800
100%以上　120%未満	1.0	21,500
80%以上　100%未満	0.8	17,200
60%以上　80%未満	0.6	12,900
60%未満	0.4	8,600

※業績達成度＝実績÷目標

②　なお、取締役を兼務しない執行役員に対する2027年３月期における業績連動報酬に係る指標および業績連動報酬額の決定方法は、取締役(監査等委員および社外取締役を除く)と同様であります。

ア.　支給方式

業績連動報酬支給額＝固定報酬月額（※）×業績連動支給月数×倍率

ただし、支給は業績達成度ごとの支給限度額の範囲内

（※）固定報酬月額＝基準額×役位別乗率

イ.　取締役を兼務しない執行役員の役位別乗率

役位	役位別乗率
常務執行役員	2.125
執行役員	1.500

ウ．　業績連動支給月数：2.5カ月

エ．　倍率および支給限度額

業績達成度	倍率	取締役を兼務しない執行役員に対する支給限度額（千円）
160％以上	1.6	56,000
140％以上　160％未満	1.4	49,000
120％以上　140％未満	1.2	42,000
100％以上　120％未満	1.0	35,000
80％以上　100％未満	0.8	28,000
60％以上　80％未満	0.6	21,000
60％未満	0.4	14,000

※業績達成度＝実績÷目標

③　株式報酬制度の内容

当行は、2016年６月23日開催の第204期定時株主総会決議に基づき、役員報酬BIP信託制度を導入し、2021年６月24日開催の改第792回取締役会、2024年6月21日開催の第212期定時株主総会および同日開催の改第825回取締役会で内容の一部改定を決議しております。当該制度は、取締役および執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役を除く、以下、取締役等）の報酬と当行業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆さまと共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とするものであります。

また、当該制度におけるポイント算定方法等につきましては、以下に記載のとおりとなっております。

ア．　付与ポイントの算定式

役位ポイント×業績連動係数

イ．役位ポイント

各取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に付与する１人当たりの年間役位ポイント数を下表のとおりとし、年間役位ポイント総数の上限を140,000ポイントとします。

役位	役位ポイント（１人当たり）
代表取締役頭取	16,300
代表取締役専務	12,700
取締役常務執行役員	9,900

（注）　役位ポイントは各制度対象者の評価対象事業年度末日の役位に基づくものとします。

なお、取締役を兼務しない執行役員に付与する１人当たりの年間役位ポイント数は下表のとおりです。

役位	役位ポイント（１人当たり）
常務執行役員	9,800
執行役員	7,100

ウ．業績連動係数

業績連動係数を下表のとおりとし、実績目標の達成度に応じて変動させます。

業績達成度	業績連動係数
140％以上	1.4
120％以上　140％未満	1.2
100％以上　120％未満	1.0
80％以上　100％未満	0.8
80％未満	0.6

エ．業績連動係数の算出方法

以下の方法により、業績連動係数を算出します。

業績達成度（%）＝（財務指標の目標達成度×0.9）＋（非財務指標の目標達成度×0.1）

・小数点第1位を四捨五入する。

・財務指標については、連結ROEとする。

・非財務指標の達成度については、以下の①～⑥のサステナビリティ経営に係る各KPIの達成度を平均して算出するものとする。

① 取引先との経営課題に関する対話率

② コンサルティング支援件数

③ サステナブルファイナンス実行額

④ 自治体との協働件数

⑤ エンゲージメントスコア

⑥ 政策投資株式の純資産比保有割合

2026年度の各指標の達成度の算出方法は以下のとおりです。

各指標の目標達成度（%） ＝ （評価対象事業年度の実績値）÷（評価対象事業年度期初に経営計画で定める目標値）

（注） 連結ROEの目標値は4.75%としております。非財務指標の目標は次のとおりです。

業績指標	目標
取引先との経営課題に関する対話率	90%
コンサルティング支援件数	326件
サステナブルファイナンス実行額	500億円
自治体との協働件数	8件
エンゲージメントスコア	68点
政策投資株式の純資産比保有割合	10.0%

※各指標の達成度の上限は150%

オ．１ポイント当たり付与株式数

１ポイント当たり0.2株を付与します。

カ．交付株式数の算定式

（ア）「交付株式数（注）」＝「役位ポイント」×「業績連動係数」×「0.2株」（１ポイント当たり交付株式数）

（注）「交付株式数」に0.7を乗じた数（当行の単元株式数に満たない部分は切り捨てるものとします）の会社株式を当該制度対象者に交付し、残りの会社株式を株式市場において売却のうえ、その売却代金を当該制度対象者に給付するものとします。

（イ）取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に対する交付株式総数の上限は年間28,000株とします。

第４ 【経理の状況】

１．当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第２項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

２．当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第４編の規定により第２種中間連結財務諸表を作成しております。

３．当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。

４．当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
資産の部		
現金預け金	190,890	119,614
コールローン及び買入手形	1,705	1,332
買入金銭債権	2,966	2,667
金銭の信託	24,227	24,660
有価証券	※1, ※2, ※3, ※5, ※9 851,556	※1, ※2, ※3, ※5, ※9 847,284
貸出金	※3, ※4, ※6 2,110,003	※3, ※4, ※6 2,145,527
外国為替	※3 1,125	※3 1,083
その他資産	※3, ※5 47,829	※3, ※5 29,905
有形固定資産	※7, ※8 25,758	※7, ※8 25,768
無形固定資産	3,467	3,430
退職給付に係る資産	9,023	9,239
繰延税金資産	4,922	5,893
支払承諾見返	※3 11,628	※3 10,961
貸倒引当金	△8,395	△8,331
資産の部合計	3,276,712	3,219,037
負債の部		
預金	※5 2,895,078	※5 2,853,461
譲渡性預金	40,948	69,599
コールマネー及び売渡手形	29,985	12,588
借用金	※5 130,829	※5 101,766
外国為替	171	62
その他負債	15,693	17,705
役員賞与引当金	48	14
退職給付に係る負債	41	36
役員退職慰労引当金	21	8
株式報酬引当金	157	356
睡眠預金払戻損失引当金	62	60
偶発損失引当金	286	419
再評価に係る繰延税金負債	※7 1,132	※7 1,132
支払承諾	11,628	10,961
負債の部合計	3,126,086	3,068,174
純資産の部		
資本金	12,008	12,008
資本剰余金	10,215	10,215
利益剰余金	136,979	139,924
自己株式	△2,253	△3,374
株主資本合計	156,949	158,773
その他有価証券評価差額金	△10,359	△11,415
繰延ヘッジ損益	△18	32
土地再評価差額金	※7 1,299	※7 1,299
退職給付に係る調整累計額	2,571	2,171
その他の包括利益累計額合計	△6,506	△7,911
非支配株主持分	182	－
純資産の部合計	150,626	150,862
負債及び純資産の部合計	3,276,712	3,219,037

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
経常収益	30,165	38,035
資金運用収益	19,042	23,571
（うち貸出金利息）	12,347	15,505
（うち有価証券利息配当金）	6,074	7,100
役務取引等収益	4,203	4,687
その他業務収益	4,110	3,353
その他経常収益	※1 2,810	※1 6,423
経常費用	26,316	31,371
資金調達費用	4,136	6,439
（うち預金利息）	3,167	5,128
役務取引等費用	1,390	1,366
その他業務費用	8,913	9,584
営業経費	※2 10,866	※2 12,700
その他経常費用	※3 1,010	※3 1,280
経常利益	3,848	6,663
特別利益	－	0
固定資産処分益	－	0
特別損失	7	30
固定資産処分損	7	30
税金等調整前中間純利益	3,841	6,633
法人税、住民税及び事業税	763	2,260
法人税等調整額	366	△330
法人税等合計	1,129	1,930
中間純利益	2,711	4,703
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に帰属する中間純損失（△）	1	△1
親会社株主に帰属する中間純利益	2,710	4,705

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純利益	2,711	4,703
その他の包括利益	12,865	△1,404
その他有価証券評価差額金	11,570	△1,056
繰延ヘッジ損益	1,662	50
退職給付に係る調整額	△367	△399
中間包括利益	15,577	3,298
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	15,576	3,300
非支配株主に係る中間包括利益	1	△1

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,008	10,215	132,228	△773	153,680
当中間期変動額					
剰余金の配当			△885		△885
親会社株主に帰属する中間純利益			2,710		2,710
自己株式の取得				△500	△500
自己株式の処分				145	145
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	－	－	1,824	△355	1,469
当中間期末残高	12,008	10,215	134,053	△1,128	155,149

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△20,957	△129	1,299	1,928	△17,858	180	136,002
当中間期変動額							
剰余金の配当							△885
親会社株主に帰属する中間純利益							2,710
自己株式の取得							△500
自己株式の処分							145
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	11,570	1,662	－	△367	12,865	1	12,866
当中間期変動額合計	11,570	1,662	－	△367	12,865	1	14,336
当中間期末残高	△9,386	1,532	1,299	1,561	△4,992	181	150,338

当中間連結会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,008	10,215	136,979	△2,253	156,949
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,760		△1,760
親会社株主に帰属する中間純利益			4,705		4,705
自己株式の取得				△1,202	△1,202
自己株式の処分				81	81
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	－	－	2,945	△1,121	1,823
当中間期末残高	12,008	10,215	139,924	△3,374	158,773

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△10,359	△18	1,299	2,571	△6,506	182	150,626
当中間期変動額							
剰余金の配当							△1,760
親会社株主に帰属する中間純利益							4,705
自己株式の取得							△1,202
自己株式の処分							81
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,056	50	－	△399	△1,404	△182	△1,587
当中間期変動額合計	△1,056	50	－	△399	△1,404	△182	236
当中間期末残高	△11,415	32	1,299	2,171	△7,911	－	150,862

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,841	6,633
減価償却費	847	1,059
貸倒引当金の増減（△）	42	△64
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△49	△33
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△193	△215
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△8	△4
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△2	△13
株式報酬引当金の増減額（△は減少）	△15	199
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	△11	△1
偶発損失引当金の増減額（△は減少）	32	133
資金運用収益	△19,042	△23,571
資金調達費用	4,136	6,439
有価証券関係損益（△）	2,534	355
為替差損益（△は益）	△37	689
固定資産処分損益（△は益）	7	29
貸出金の純増（△）減	△11,567	△35,524
預金の純増減（△）	△39,757	△41,617
譲渡性預金の純増減（△）	26,553	28,650
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△4,109	△29,062
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	807	3,715
コールローン等の純増（△）減	△2,194	671
コールマネー等の純増減（△）	△3,477	△17,397
外国為替（資産）の純増（△）減	△13	42
外国為替（負債）の純増減（△）	△35	△108
中央清算機関差入証拠金の純増（△）減	－	20,000
資金運用による収入	17,324	21,295
資金調達による支出	△3,444	△5,243
その他	1,685	△1,217
小計	△26,146	△64,157
法人税等の支払額	△583	△774
法人税等の還付額	232	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	△26,497	△64,931
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△179,867	△145,781
有価証券の売却による収入	122,200	91,752
有価証券の償還による収入	37,481	56,976
金銭の信託の増加による支出	△1,882	△1,434
金銭の信託の減少による収入	491	978
有形固定資産の取得による支出	△1,035	△1,465
有形固定資産の売却による収入	－	65
無形固定資産の取得による支出	△371	△577
資産除去債務の履行による支出	△0	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,984	515

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△885	△1,760
非支配株主への払戻による支出	－	△181
自己株式の取得による支出	△500	△1,202
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,386	△3,144
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△50,867	△67,560
現金及び現金同等物の期首残高	201,148	186,286
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1　150,281	※1　118,725

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社　　6社

会社名

山銀保証サービス株式会社

山銀リース株式会社

山銀システムサービス株式会社

やまぎんカードサービス株式会社

TRYパートナーズ株式会社

やまがた協創パートナーズ株式会社

(連結の範囲の変更)

2026年３月30日付で解散したやまぎんキャピタル株式会社は清算結了（2026年９月29日）により連結の範囲から除いております。

(2) 非連結子会社　3社

会社名

山形創生ファンド投資事業有限責任組合

やまがた協創ファンド１号投資事業有限責任組合

やまがた協創ファンド２号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

会社名

有限会社リペア・ナガオカ

東北グレーダー株式会社

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成等の目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社　3社

会社名

山形創生ファンド投資事業有限責任組合

やまがた協創ファンド１号投資事業有限責任組合

やまがた協創ファンド２号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等　4社

会社名

株式会社セントラルリース　ほか

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成等の目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。

3．連結子会社の中間決算日に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日　　6社

4．開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5．会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、外貨建その他有価証券（債券）の換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については外国為替売買損益として処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：2～50年

その他：2～15年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号　2025年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として過去5算定期間の貸倒実績率に基づき、正常先債権は今後1年間の予想損失額を、要注意先債権は今後3年間の予想損失額を算定し、計上しております。なお、将来見込み等必要な修正を加えて予想損失額を算定する場合があります。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額が一定額以上の先については、合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を当該残額から除いた額を、それ以外の先については、過去の貸倒実績率に基

づき今後３年間の予想損失額を算定し、計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員及び執行役員への賞与の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託による当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用: その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異: 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 有価証券利息配当金に含まれる株式配当金の認識基準

その他利益剰余金の処分による株式配当金（配当財産が現金である場合に限る）の認識基準については、発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する中間連結会計期間に計上しております。

③ 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当行及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束したサービスが顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段

である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月８日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(16) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益については、投資信託全体で集計し、期中収益分配金等含めた全体で益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に計上し、全体で損の場合は「その他業務費用」に計上しております。

（追加情報）

（役員向け株式報酬制度）

当行は、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役及び取締役を兼務しない執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役を除く、以下、「取締役等」という。）を対象に、信託の仕組みを活用して当行株式を交付等する役員報酬BIP信託を導入しております。

(1) 取引の概要

当行が定める株式交付規程に基づき、取締役等に対し各事業年度の業績達成度及び役位に応じてポイントを付与し、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭を退任時に信託を通じて交付及び給付します。

(2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。

② 信託における当中間連結会計期間末の帳簿価額は817百万円（前連結会計年度末は153百万円）であります。

③ 信託が保有する自社の株式の当中間連結会計期間の期末株式数は276千株（前連結会計年度末は113千株）であります。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当行は、従業員に対する当行の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当行の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

山形銀行従業員持株会（以下、「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。当行が信託銀行に「山形銀行従業員持株会専用信託」（以下、「E-Ship信託」という。）を設定し、E-Ship信託は、その設定後２年７ヶ月にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当行株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当行からの第三者割当によって予め取得します。その後は、E-Ship信託から

持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、E-Ship信託が当行株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当行株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当行が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。

② 信託における当中間連結会計期間末の帳簿価額は350百万円（前連結会計年度末は395百万円）であります。

③ 信託が保有する自社の株式の当中間連結会計期間の期末株式数は274千株（前連結会計年度末は309千株）であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当中間連結会計期間末　189百万円　（前連結会計年度末　326百万円）

（中間連結貸借対照表関係）

※１．　非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
出資金	2,121百万円	2,681百万円

※２．無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
23,161百万円	15,815百万円

※３．　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,987百万円	5,673百万円
危険債権額	10,852百万円	9,922百万円
三月以上延滞債権額	1百万円	―百万円
貸出条件緩和債権額	5,117百万円	6,160百万円
合計額	20,957百万円	21,756百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※４．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
1,088百万円	1,259百万円

※５．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
担保に供している資産		
有価証券	249,239百万円	267,664百万円
担保資産に対応する債務		
預金	17,781百万円	2,883百万円
借用金	128,900百万円	100,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
有価証券	4,581百万円	28,104百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金、保証金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
金融商品等差入担保金	20百万円	20百万円
保証金	158百万円	155百万円
中央清算機関差入証拠金	20,000百万円	―百万円

※６．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
融資未実行残高	550,830百万円	558,481百万円
うち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）	527,914百万円	536,915百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※７．土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

2002年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末（前連結会計年度末）における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
1,654百万円	1,521百万円

※８．有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
減価償却累計額	21,117百万円	20,977百万円

※９．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
23,214百万円	23,282百万円

（中間連結損益計算書関係）

※１．その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
株式等売却益	2,378百万円	6,213百万円

※２．営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
給料・手当	4,884百万円	5,425百万円
退職給付費用	△601百万円	△672百万円
業務委託費	958百万円	941百万円

※３．その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
貸倒引当金繰入額	249百万円	251百万円
株式等売却損	435百万円	364百万円

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	32,216	―	―	32,216	
合計	32,216	―	―	32,216	
自己株式					
普通株式	594	335	111	819	(注)１、２、３
合計	594	335	111	819	

(注)１．当中間連結会計期間末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式が113千株、E-Ship信託が保有する当行株式が368千株含まれております。

２．普通株式の自己株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加　0千株

定款の定めによる取締役会決議により買い受けたことによる増加　335千株

３．普通株式の自己株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

役員報酬BIP信託による当行株式の交付による減少　34千株

E-Ship信託による当行株式の売却による減少　77千株

２．配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年５月13日取締役会	普通株式	885	27.50	2025年３月31日	2025年６月５日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金４百万円及びE-Ship信託が保有する当行株式に対する配当金12百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月14日取締役会	普通株式	892	利益剰余金	28.00	2025年９月30日	2025年12月５日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金３百万円及びE-Ship信託が保有する当行株式に対する配当金10百万円が含まれております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	32,216	―	―	32,216	
合計	32,216	―	―	32,216	
自己株式					
普通株式	1,209	295	49	1,455	（注）１、２、３
合計	1,209	295	49	1,455	

（注）１．当中間連結会計期間末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式が276千株、E-Ship信託が保有する当行株式が274千株含まれております。

２．普通株式の自己株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	0千株
役員報酬BIP信託による当行株式の取得による増加	177千株
定款の定めによる取締役会決議により買い受けたことによる増加	116千株

３．普通株式の自己株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

役員報酬BIP信託による当行株式の交付による減少	14千株
E-Ship信託による当行株式の売却による減少	35千株

２．配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年５月15日取締役会	普通株式	1,760	56.00	2026年３月31日	2026年６月５日

（注）配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金６百万円及びE-Ship信託が保有する当行株式に対する配当金17百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年11月13日取締役会	普通株式	1,753	利益剰余金	56.00	2026年９月30日	2026年12月７日

（注）配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金15百万円及びE-Ship信託が保有する当行株式に対する配当金15百万円が含まれております。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１．現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
現金預け金勘定	154,920百万円	119,614百万円
当座預け金	△244百万円	△500百万円
普通預け金	△121百万円	△298百万円
定期預け金	△4,000百万円	―百万円
ゆうちょ預け金	△241百万円	△65百万円
その他	△29百万円	△23百万円
現金及び現金同等物	150,281百万円	118,725百万円

（リース取引関係）

（借手側）

1.　ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

有形固定資産

主として、車両及び電子計算機の一部であります。

②　リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「５．会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（貸手側）

１．ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
リース料債権部分	12,300百万円	12,691百万円
見積残存価額部分	879百万円	954百万円
受取利息相当額	△1,290百万円	△1,423百万円
リース投資資産	11,889百万円	12,222百万円

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日（連結決算日）後の回収予定額

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
１年以内	3,675	3,701
１年超２年以内	2,883	2,971
２年超３年以内	2,195	2,298
３年超４年以内	1,568	1,707
４年超５年以内	973	1,077
５年超	1,003	934

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注１）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	33,213	32,793	△419
その他有価証券（※1）	802,195	802,195	―
(2) 貸出金	2,110,003		
貸倒引当金（※2）	△7,997		
	2,102,005	2,070,479	△31,526
資産計	2,937,413	2,905,467	△31,946
(1) 預金	2,895,078	2,894,665	△413
(2) 譲渡性預金	40,948	40,948	―
(3) 借用金	130,829	130,733	△95
負債計	3,066,857	3,066,348	△509
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(991)	(991)	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(27)	(27)	―
デリバティブ取引計	(1,018)	(1,018)	―

（※1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-９項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	23,274	22,657	△617
その他有価証券（※1）	808,106	808,106	―
(2) 貸出金	2,145,527		
貸倒引当金（※2）	△7,821		
	2,137,705	2,089,339	△48,366
資産計	2,969,086	2,920,102	△48,984
(1) 預金	2,853,461	2,854,176	715
(2) 譲渡性預金	69,599	69,599	―
(3) 借用金	101,766	102,062	295
負債計	3,024,827	3,025,838	1,010
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	200	200	―
ヘッジ会計が適用されているもの	47	47	―
デリバティブ取引計	247	247	―

（※1）その他の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-９項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注１）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区　　分	前連結会計年度（2026年３月31日）	当中間連結会計期間（2026年９月30日）
非上場株式(※1)（※2）	1,737	1,719
組合出資金(※3)	14,411	14,183

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）前連結会計年度において、非上場株式について149百万円減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について17百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券(※)				
国債・地方債等	143,945	192,309	―	336,254
社債	―	107,638	―	107,638
株式	29,710	―	―	29,710
投資信託	59,334	172,842	―	232,176
その他	―	84,725	2,203	86,929
資産計	232,990	557,515	2,203	792,709
デリバティブ関連				
金利関連	―	27	―	27
通貨関連	―	942	―	942
クレジット・デリバティブ	―	―	49	49
負債計	―	969	49	1,018

(※)その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-９項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-９項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は9,485百万円であります。

第24-９項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価格を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価格を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上(a)	その他の包括利益に計上(b)					
9,524	146	78	△264	―	―	9,485	―

(a) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(b) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券(※)				
国債・地方債等	161,013	202,620	―	363,634
社債	―	129,672	―	129,672
株式	27,384	―	―	27,384
投資信託	57,689	142,785	―	200,475
その他	―	76,105	1,739	77,844
デリバティブ取引				
金利関連	―	47	―	47
通貨関連	―	237	―	237
資産計	246,088	551,469	1,739	799,297
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	―	―	37	37
負債計	―	―	37	37

(※)その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は9,093百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価格を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価格を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上(a)	その他の包括利益に計上(b)					
9,485	15	△40	△366	―	―	9,093	―

(a) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(b) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	9,984	―	―	9,984
社債	―	―	22,809	22,809
貸出金	―	75,131	1,995,347	2,070,479
資産計	9,984	75,131	2,018,156	2,103,272
預金	―	2,894,665	―	2,894,665
譲渡性預金	―	40,948	―	40,948
借用金	―	128,954	1,779	130,733
負債計	―	3,064,568	1,779	3,066,348

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	―	―	―	―
社債	―	―	22,657	22,657
貸出金	―	65,960	2,023,378	2,089,339
資産計	―	65,960	2,046,035	2,111,996
預金	―	2,854,176	―	2,854,176
譲渡性預金	―	69,599	―	69,599
借用金	―	100,421	1,641	102,062
負債計	―	3,024,197	1,641	3,025,838

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、債券額面金額及び利息の合計を同様の新規私募債を引受けした場合に想定される利率で割り引いて算定しており、内部格付等に基づき主にレベル３に分類しております。

その他に含まれる一部の債券については、取引金融機関等から提示された価格を時価としておりますが、重要な観察できないインプットが用いられている場合には、レベル３の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

貸出金

貸出金については、主に貸出金の種類及び内部格付、期間（残存期間または金利の更改期間）に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該時価はレベル３に分類しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル３に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル３に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金については、借用金の種類及び内部格付、期間（残存期間又は金利の更改期間）に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、主にレベル２の時価に分類しております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた借用金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）等であり、取引所取引は取引所等における最終の価格、店頭取引は公表された相場価格が存在しないため、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。店頭取引の価額を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であります。なお、店頭取引における取引相手方の信用リスクに関する調整(CVA)については、時価等に与える影響が軽微であることから考慮しておりません。取引所取引については主にレベル１に分類しております。店頭取引については、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類しており、クレジット・デリバティブ取引が含まれます。

（注２）時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度（2026年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	割引現在価値法	クレジットイベント発生率	0.45%～1.12%	0.68%

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	割引現在価値法	クレジットイベント発生率	0.45%～1.13%	0.65%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(※1)
		損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上					
有価証券								
その他有価証券								
その他	―	―	―	2,203	―	―	2,203	―
デリバティブ取引								
クレジット・デリバティブ	△65	15	―	―	―	―	△49	△49

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(※1)
		損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上					
有価証券								
その他有価証券								
その他	2,203	―	―	△464	―	―	1,739	―
デリバティブ取引								
クレジット・デリバティブ	△49	11	―	―	―	―	△37	△37

(※1) 中間連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門及び市場部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各部門が時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門及び市場部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、クレジットイベント発生率であります。クレジットイベント発生率は、クレジット・デフォルト・スワップ契約においてクレジットイベントが発生し、損害補填金を受け取る可能性を示す推定値であります。クレジットイベント発生率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

（有価証券関係）

※１．　中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※２．　「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

１．満期保有目的の債券

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	2,093	2,104	10
	その他	―	―	―
	小計	2,093	2,104	10
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	9,998	9,984	△14
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	21,121	20,704	△416
	その他	―	―	―
	小計	31,119	30,688	△430
合計		33,213	32,793	△419

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	1,130	1,140	10
	その他	―	―	―
	小計	1,130	1,140	10
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	22,144	21,516	△628
	その他	―	―	―
	小計	22,144	21,516	△628
合計		23,274	22,657	△617

２．その他有価証券

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	26,994	11,253	15,741
	債券	10,552	10,506	46
	国債	―	―	―
	地方債	10,552	10,506	46
	短期社債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	85,611	74,657	10,953
	外国債券	13,073	12,918	155
	その他	72,537	61,739	10,797
	小計	123,158	96,417	26,741
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,715	3,087	△371
	債券	433,340	460,753	△27,413
	国債	143,945	156,800	△12,855
	地方債	181,756	189,254	△7,498
	短期社債	―	―	―
	社債	107,638	114,698	△7,059
	その他	243,704	258,413	△14,708
	外国債券	75,534	77,117	△1,583
	その他	168,170	181,295	△13,124
	小計	679,760	722,253	△42,493
合計		802,919	818,671	△15,751

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	25,115	9,890	15,224
	債券	―	―	―
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	95,901	81,419	14,482
	外国債券	18,782	18,649	132
	その他	77,119	62,770	14,349
	小計	121,016	91,310	29,706
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,269	2,538	△268
	債券	493,307	527,105	△33,798
	国債	161,013	177,020	△16,006
	地方債	202,620	212,142	△9,522
	短期社債	―	―	―
	社債	129,672	137,941	△8,269
	その他	192,225	205,142	△12,917
	外国債券	60,621	63,022	△2,401
	その他	131,603	142,120	△10,516
	小計	687,802	734,786	△46,984
合計		808,819	826,096	△17,277

３．保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度における保有目的を変更した有価証券はありません。

当中間連結会計期間中に、満期保有目的の債券９百万円について、債券の発行者の信用状態が著しく悪化したため保有目的を変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による当中間連結会計期間の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

４．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。当中間連結会計期間における減損処理額は、１百万円（うち社債１百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当中間連結会計期間末日の時価が取得価額に比較して50％以上下落している場合、及び30％以上50％未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合等であります。

（金銭の信託関係）

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	24,227	23,845	382	382	―

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	24,660	24,278	382	382	―

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（その他有価証券評価差額金）

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	金額(百万円)
評価差額	△15,136
その他有価証券	△15,518
その他の金銭の信託	382
(＋)繰延税金資産	4,776
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△10,359
(△)非支配株主持分相当額	―
(＋)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	△10,359

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	金額(百万円)
評価差額	△16,672
その他有価証券	△17,054
その他の金銭の信託	382
(＋)繰延税金資産	5,256
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△11,415
(△)非支配株主持分相当額	―
(＋)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	△11,415

(デリバティブ取引関係)

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

区分	種　類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	通貨オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	通貨スワップ	―	―	―	―
	為替予約				
	売建	34,062	―	△942	△942
	買建	―	―	―	―
	通貨オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
合　計		――――	――――	△942	△942

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

区分	種　類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	通貨オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	通貨スワップ	―	―	―	―
	為替予約				
	売建	29,809	―	238	238
	買建	94	―	△0	△0
	通貨オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
合　計		――――	――――	237	237

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

区分	種　類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	―	―	―	―
	買建	5,622	5,622	△49	△49
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
合　計		――――	――――	△49	△49

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
２．「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

区分	種　類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	―	―	―	―
	買建	5,622	4,459	△37	△37
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
合　計		――――	――――	△37	△37

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
２．「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、預金等			
	受取固定・支払変動		―	―	―
	受取変動・支払固定		10,900	10,900	△27
	金利先物		―	―	―
	金利オプション		―	―	―
	その他		―	―	―
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借用金			
	受取固定・支払変動		100,000	100,000	(注) 2
	受取変動・支払固定		―	―	
合　　計		――――	――――	――――	△27

(注) １．主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。
２．金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借用金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借用金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、預金等			
	受取固定・支払変動		―	―	―
	受取変動・支払固定		9,103	9,103	47
	金利先物		―	―	―
	金利オプション		―	―	―
	その他		―	―	―
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借用金			
	受取固定・支払変動		100,000	100,000	(注) 2
	受取変動・支払固定		―	―	
合　　計		――――	――――	――――	47

(注) １．主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。
２．金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借用金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借用金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

該当ありません。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
期首残高	145百万円	158百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	15百万円	―百万円
時の経過による調整額	1百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	3百万円	―百万円
期末残高	158百万円	159百万円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の分配の決定及び業績を評価するため、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、信用保証業務等の金融サービスに係る事業を行っております。したがって、当行グループの事業の内容によるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」、「信用保証業」の３つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は預金業務、貸出業務、有価証券投資業務および為替業務等を行っております。

「リース業」は連結子会社の山銀リース株式会社においてリース業務等を行っております。

「信用保証業」は連結子会社の山銀保証サービス株式会社において信用保証業務等を行っております。

２．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益であります。

セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	信用保証業	計				
役務取引等収益								
預金・貸出業務	481	—	—	481	—	481	—	481
為替業務	738	—	—	738	—	738	—	738
証券関連業務	42	—	—	42	—	42	—	42
代理業務	334	—	—	334	—	334	—	334
投資信託業務	422	—	—	422	—	422	—	422
保護預り貸金庫業務	36	—	—	36	—	36	—	36
その他	1,205	—	1	1,207	532	1,739	—	1,739
その他業務収益	—	—	—	—	131	131	—	131
顧客との契約から生じる経常収益	3,260	—	1	3,262	663	3,925	—	3,925
上記以外の経常収益	22,574	3,539	104	26,217	22	26,240	△0	26,240
外部顧客に対する経常収益	25,835	3,539	105	29,479	686	30,165	△0	30,165
セグメント間の内部経常収益	504	56	325	886	141	1,028	△1,028	—
計	26,339	3,595	431	30,366	827	31,194	△1,028	30,165
セグメント利益	3,922	65	301	4,289	92	4,381	△532	3,848
セグメント資産	3,147,810	15,646	5,686	3,169,143	7,267	3,176,411	△15,922	3,160,488
セグメント負債	3,007,741	11,980	2,206	3,021,928	4,838	3,026,767	△16,617	3,010,149
その他の項目								
減価償却費	831	11	0	844	2	847	—	847
資金運用収益	19,472	0	5	19,479	18	19,498	△456	19,042
資金調達費用	4,135	38	—	4,173	8	4,181	△45	4,136
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,369	37	—	1,406	—	1,406	—	1,406

（注）１．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、調整額につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

２．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、データ処理、クレジットカード、地域商社及びベンチャーキャピタル業等を含んでおります。

３．調整額は次のとおりであります。

(1)外部顧客に対する経常収益の調整額△0百万円は、「その他」の貸倒引当金繰入額の調整であります。

(2)セグメント利益の調整額△532百万円、セグメント資産の調整額△15,922百万円、セグメント負債の調整額△16,617百万円、資金運用収益の調整額△456百万円及び資金調達費用の調整額△45百万円は、セグメント間取引消去であります。

４．セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	信用保証業	計				
役務取引等収益								
預金・貸出業務	538	—	—	538	—	538	—	538
為替業務	713	—	—	713	—	713	—	713
証券関連業務	19	—	—	19	—	19	—	19
代理業務	340	—	—	340	—	340	—	340
投資信託業務	659	—	—	659	—	659	—	659
保護預り貸金庫業務	31	—	—	31	—	31	—	31
その他	1,272	—	1	1,273	608	1,882	—	1,882
その他業務収益	—	—	—	—	134	134	—	134
顧客との契約から生じる経常収益	3,575	—	1	3,576	743	4,320	—	4,320
上記以外の経常収益	30,488	3,107	111	33,707	18	33,726	△11	33,714
外部顧客に対する経常収益	34,064	3,107	113	37,284	762	38,046	△11	38,035
セグメント間の内部経常収益	480	61	318	859	151	1,011	△1,011	—
計	34,544	3,168	431	38,143	913	39,057	△1,022	38,035
セグメント利益	6,685	97	180	6,962	160	7,123	△459	6,663
セグメント資産	3,205,521	16,505	5,965	3,227,992	7,857	3,235,850	△16,813	3,219,037
セグメント負債	3,065,697	12,710	2,327	3,080,735	5,550	3,086,285	△18,111	3,068,174
その他の項目								
減価償却費	1,044	11	0	1,056	3	1,059	—	1,059
資金運用収益	23,984	0	9	23,995	17	24,012	△441	23,571
資金調達費用	6,445	58	—	6,504	5	6,510	△70	6,439
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,004	35	—	2,040	1	2,042	—	2,042

（注）１．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、調整額につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

２．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、データ処理、クレジットカード、地域商社及びファンド組成・運営業務を含んでおります。

３．調整額は次のとおりであります。

(1)外部顧客に対する経常収益の調整額△11百万円は、「リース業」と「その他」の貸倒引当金繰入額の調整であります。

(2)セグメント利益の調整額△459百万円、セグメント資産の調整額△16,813百万円、セグメント負債の調整額△18,111百万円、資金運用収益の調整額△441百万円及び資金調達費用の調整額△70百万円は、セグメント間取引消去であります。

４．セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	12,692	8,865	3,538	5,068	30,165

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10％以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	15,960	13,422	3,095	5,555	38,035

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10％以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
１株当たり純資産額	4,852円00銭	4,904円39銭

（注）　役員報酬BIP信託及びE-Ship信託が保有する当行株式を(中間)連結財務諸表において自己株式として計上しております。当該信託が保有する当行株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、１株当たり純資産額の算定において控除した自己株式の期末株式数は550千株（前連結会計年度末は422千株）であります。

２．１株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
１株当たり中間純利益	円	86.06	152.16
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,710	4,705
普通株主に帰属しない金額	百万円	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,710	4,705
普通株式の期中平均株式数	千株	31,498	30,921

（注）１．役員報酬BIP信託及びE-Ship信託が保有する当行株式を中間連結財務諸表において自己株式として計上しております。当該信託が保有する当行株式は、１株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、１株当たり中間純利益の算定において控除した当該自己株式の期中平均株式数は478千株（前中間連結会計期間は536千株）であります。
２．潜在株式調整後１株当たり中間純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	190,884	119,607
コールローン	1,705	1,332
買入金銭債権	2,966	2,667
金銭の信託	24,227	24,660
有価証券	※1,※2,※3,※5,※7 852,521	※1,※2,※3,※5,※7 848,223
貸出金	※3,※4,※6 2,120,392	※3,※4,※6 2,156,385
外国為替	※3 1,125	※3 1,083
その他資産	※3 25,661	※3 6,966
その他の資産	※5 25,661	※5 6,966
有形固定資産	25,394	25,380
無形固定資産	3,441	3,427
前払年金費用	5,269	6,068
繰延税金資産	5,711	6,417
支払承諾見返	※3 11,162	※3 10,544
貸倒引当金	△7,518	△7,244
資産の部合計	3,262,946	3,205,521
負債の部		
預金	※5 2,898,172	※5 2,856,337
譲渡性預金	44,848	73,549
コールマネー	29,985	12,588
借用金	※5 129,364	※5 100,297
外国為替	171	62
その他負債	8,675	10,333
未払法人税等	729	1,687
資産除去債務	158	159
リース債務	12	9
その他の負債	7,774	8,477
役員賞与引当金	48	14
株式報酬引当金	157	356
睡眠預金払戻損失引当金	62	60
偶発損失引当金	286	419
再評価に係る繰延税金負債	1,132	1,132
支払承諾	11,162	10,544
負債の部合計	3,124,068	3,065,697

（単位：百万円）

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
純資産の部		
資本金	12,008	12,008
資本剰余金	4,932	4,932
資本準備金	4,932	4,932
利益剰余金	133,312	136,398
利益準備金	7,076	7,076
その他利益剰余金	126,236	129,322
別途積立金	117,520	119,520
繰越利益剰余金	8,716	9,802
自己株式	△2,253	△3,374
株主資本合計	148,000	149,965
その他有価証券評価差額金	△10,404	△11,472
繰延ヘッジ損益	△18	32
土地再評価差額金	1,299	1,299
評価・換算差額等合計	△9,122	△10,140
純資産の部合計	138,877	139,824
負債及び純資産の部合計	3,262,946	3,205,521

(2)【中間損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
経常収益	26,339	34,544
資金運用収益	19,472	23,984
（うち貸出金利息）	12,370	15,550
（うち有価証券利息配当金）	6,484	7,469
役務取引等収益	3,632	4,031
その他業務収益	423	105
その他経常収益	※1 2,810	※1 6,422
経常費用	22,417	27,859
資金調達費用	4,135	6,445
（うち預金利息）	3,169	5,133
役務取引等費用	1,743	1,707
その他業務費用	5,618	6,755
営業経費	※2 10,104	※2 11,923
その他経常費用	※3 814	※3 1,026
経常利益	3,922	6,685
特別利益	－	7
特別損失	7	30
税引前中間純利益	3,915	6,662
法人税、住民税及び事業税	595	2,059
法人税等調整額	407	△242
法人税等合計	1,002	1,817
中間純利益	2,912	4,845

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	12,008	4,932	4,932	7,076	116,520	5,225	128,821
当中間期変動額							
剰余金の配当						△885	△885
中間純利益						2,912	2,912
別途積立金の積立					1,000	△1,000	－
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	－	－	－	－	1,000	1,026	2,026
当中間期末残高	12,008	4,932	4,932	7,076	117,520	6,252	130,848

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△773	144,989	△20,988	△129	1,299	△19,817	125,172
当中間期変動額							
剰余金の配当		△885					△885
中間純利益		2,912					2,912
別途積立金の積立		－					－
自己株式の取得	△500	△500					△500
自己株式の処分	145	145					145
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			11,563	1,662	－	13,225	13,225
当中間期変動額合計	△355	1,671	11,563	1,662	－	13,225	14,897
当中間期末残高	△1,128	146,661	△9,424	1,532	1,299	△6,592	140,069

当中間会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	12,008	4,932	4,932	7,076	117,520	8,716	133,312
当中間期変動額							
剰余金の配当						△1,760	△1,760
中間純利益						4,845	4,845
別途積立金の積立					2,000	△2,000	－
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	－	－	－	－	2,000	1,085	3,085
当中間期末残高	12,008	4,932	4,932	7,076	119,520	9,802	136,398

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,253	148,000	△10,404	△18	1,299	△9,122	138,877
当中間期変動額							
剰余金の配当		△1,760					△1,760
中間純利益		4,845					4,845
別途積立金の積立		－					－
自己株式の取得	△1,202	△1,202					△1,202
自己株式の処分	81	81					81
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			△1,068	50	－	△1,017	△1,017
当中間期変動額合計	△1,121	1,964	△1,068	50	－	△1,017	946
当中間期末残高	△3,374	149,965	△11,472	32	1,299	△10,140	139,824

【注記事項】

(重要な会計方針)

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、外貨建その他有価証券（債券）の換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については外国為替売買損益として処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：２年～50年

その他：２年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(５年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　2025年10月８日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として過去５算定期間の貸倒実績率に基づき、正常先債権は今後１年間の予想損失額を、要注意先債権は今後３年間の予想損失額を算定し、計上しております。なお、将来見込み等必要な修正を加えて予想損失額を算定する場合があります。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額が一定額以上の先については、合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を当該残額から除いた額を、それ以外の先については、過去の貸倒実績率に基づき今後３年間の予想損失額を算定し、計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員及び執行役員への賞与の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(５年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(５年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託による当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

6．収益及び費用の計上基準

(1) 有価証券利息配当金に含まれる株式配当金の認識基準

その他利益剰余金の処分による株式配当金（配当財産が現金である場合に限る）の認識基準については、発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する中間会計期間に計上しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当行の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束したサービスが顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

7．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8．ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9．その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

10．関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益については、投資信託全体で集計し、期中収益分配金等含めた全体で益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に計上し、全体で損の場合は「その他業務費用」に計上しております。

（追加情報）

（役員向け株式報酬制度）

当行は、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役及び取締役を兼務しない執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役を除く、以下、「取締役等」という。）を対象に、信託の仕組みを活用して当行株式を交付等する役員報酬BIP信託を導入しております。

(1) 取引の概要

当行が定める株式交付規程に基づき、取締役等に対し各事業年度の業績達成度及び役位に応じてポイントを付与し、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭を退任時に信託を通じて交付及び給付します。

(2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。

② 信託における当中間会計期間末の帳簿価額は817百万円（前事業年度末は153百万円）であります。

③ 信託が保有する自社の株式の当中間会計期間の期末株式数は276千株（前事業年度末は113千株）であります。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当行は、従業員に対する当行の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当行の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

山形銀行従業員持株会（以下、「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。当行が信託銀行に「山形銀行従業員持株会専用信託」（以下、「E-Ship信託」という。）を設定し、E-Ship信託は、その設定後２年７ヶ月にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当行株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当行からの第三者割当によって予め取得します。その後は、E-Ship信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、E-Ship信託が当行株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当行株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当行が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。

② 信託における当中間会計期間末の帳簿価額は350百万円（前事業年度末は395百万円）であります。

③ 信託が保有する自社の株式の当中間会計期間の期末株式数は274千株（前事業年度末は309千株）であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当中間会計期間末　189百万円　（前事業年度末　326百万円）

（中間貸借対照表関係）

※１．関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
株式	1,040百万円	1,035百万円
出資金	2,121百万円	2,681百万円

※２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸付けている有価証券が「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
23,161百万円	15,815百万円

※３．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,766百万円	5,311百万円
危険債権額	10,812百万円	9,897百万円
三月以上延滞債権額	1百万円	―百万円
貸出条件緩和債権額	5,117百万円	6,160百万円
合計額	20,698百万円	21,368百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※４．手形割引は業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
1,088百万円	1,259百万円

※５．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
担保に供している資産		
有価証券	249,239百万円	267,664百万円
担保資産に対応する債務		
預金	17,781百万円	2,883百万円
借用金	128,900百万円	100,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
有価証券	4,581百万円	28,104百万円

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金、保証金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
金融商品等差入担保金	20百万円	20百万円
保証金	157百万円	154百万円
中央清算機関差入証拠金	20,000百万円	―百万円

※６．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
融資未実行残高	547,036百万円	553,548百万円
うち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）	524,120百万円	531,982百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※７．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
23,214百万円	23,282百万円

（中間損益計算書関係）

※１．その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
株式等売却益	2,378百万円	6,213百万円

※２．減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
有形固定資産	400百万円	557百万円
無形固定資産	431百万円	488百万円

※３．その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
貸倒引当金繰入額	76百万円	16百万円
株式等売却損	435百万円	364百万円

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

（注）上記に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

（単位：百万円）

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
子会社株式	1,040	1,035
関連会社株式	―	―
投資事業組合出資金	2,121	2,681
合計	3,162	3,717

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2026年11月13日開催の取締役会において、第215期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	1,753百万円
１株当たりの中間配当金	56円00銭

（注） 中間配当金額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金15百万円及びE-Ship信託が保有する当行株式に対する配当金15百万円が含まれております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月25日

株式会社　山形銀行
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久　保　澤　　和　彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近　　藤　　敏　　弘

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山形銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山形銀行及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監

査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

・　中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１　上記の中間監査報告書の原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月25日

株式会社　山形銀行
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久　保　澤　　和　彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近　　藤　　敏　　弘

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山形銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの第215期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山形銀行の2026年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一

部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１　上記の中間監査報告書の原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月25日
【会社名】	株式会社山形銀行
【英訳名】	The Yamagata Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　佐　藤　英　司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	山形県山形市七日町三丁目１番２号
【縦覧に供する場所】	株式会社山形銀行　東京支店 （東京都中央区京橋二丁目５番15号） 株式会社　東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１　【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取佐藤英司は、当行の第215期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

２　【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

GREEN PRINTING **JFPI**
P-A10007
この印刷製品は、環境に配慮した
資材と工場で製造されています。